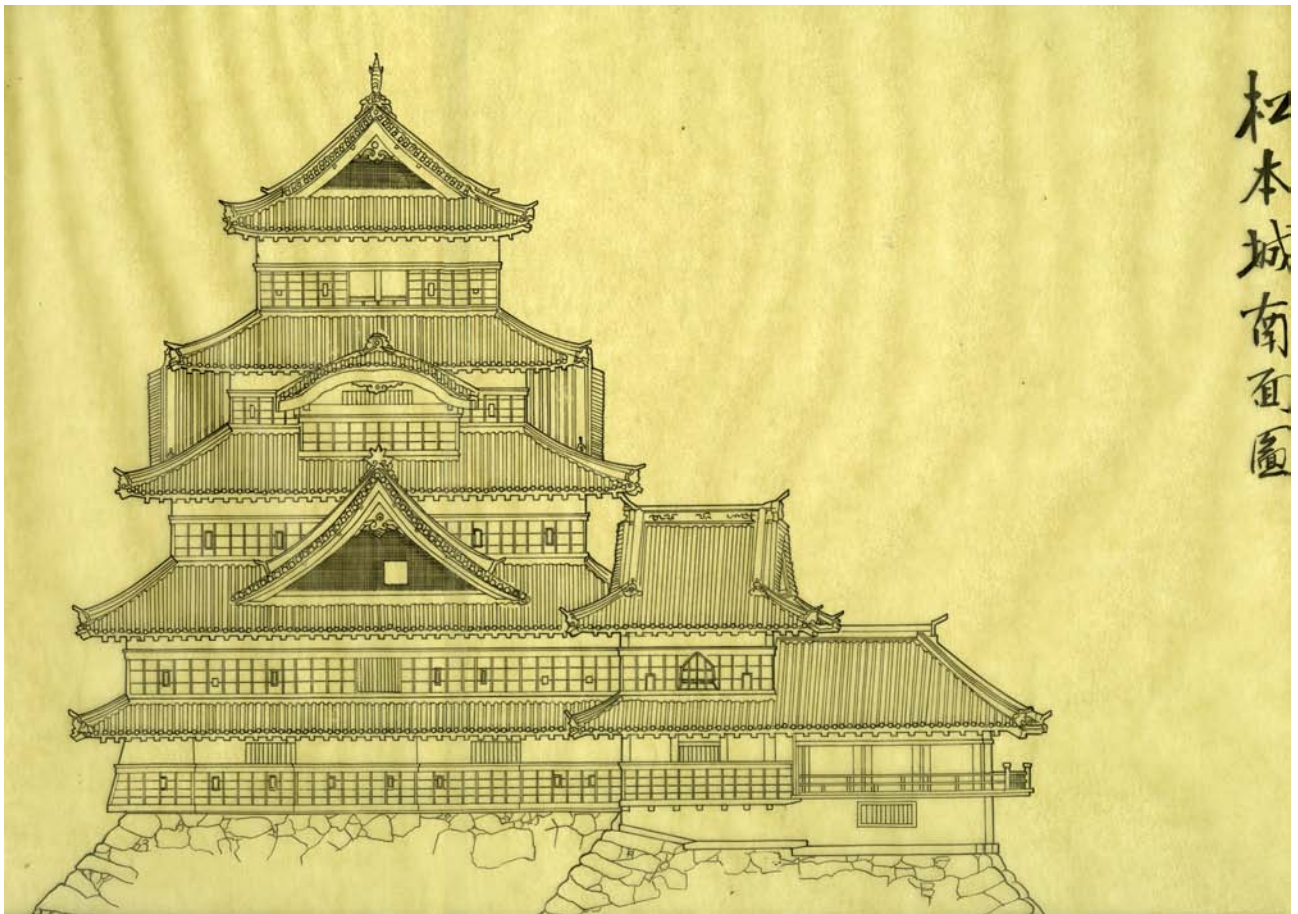


第1章 計画の概要



第1章 計画の概要

1 計画の作成

(1) 計画策定年月日

平成27年 3月25日

(2) 計画作成者

長野県松本市(松本市教育委員会 松本城管理事務所) 長野県松本市丸の内3番7号

(3) 計画期間

本計画は、計画策定から10年間を目途として更新する。ただし、耐震診断結果等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

(4) 策定経緯

ア 策定体制

国宝松本城天守保存活用計画策定委員会(事務局:松本市教育委員会 松本城管理事務所)

イ 会議等の開催状況

年 月 日	審議内容
平成25年(2013) 9月3日	第1回国宝松本城天守保存活用計画策定委員会 ・委員長、委員長代理選出 (委員長:渡邊定夫、委員長代理:宮本長二郎) ・計画策定、今後の日程、第1章から第2章の検討
平成26年(2014) 2月6日	第2回国宝松本城天守保存活用計画策定委員会 ・活用の基本方針について ・第3章から第6章の検討
平成26年(2014) 9月19日	第3回国宝松本城天守保存活用計画策定委員会 ・第3章から第6章の再検討 ・添付資料について
平成27年(2015) 1月9日 ~2月9日	パブリックコメント実施
平成27年(2015) 2月26日	第4回国宝松本城天守保存活用計画策定委員会 ・パブリックコメントの結果 ・計画(案)について

ウ 委員

役職	氏名	役職
委員長	渡邊 定夫	東京大学名誉教授
委員長代理	宮本 長二郎	独立行政法人 文化財研究所名誉研究員
委員	五味 盛重	元(財)文化財建造物保存技術協会参与
委員	青木 教司	市民(地元地方史家)

エ 指導助言者(オブザーバー)

役職	氏名	役職
文化庁	豊城 浩行	文化庁文化財部参事官(建造物担当)付 主任文化財調査官(併)文化財管理指導官
長野県	阿部 精一 (H24)	長野県教育委員会事務局 文化財・生涯学習課長
	小野 光尚 (H25～)	
関係機関	高木 裕雄樹 (~ H25.9)	公益財団法人 文化財建造物保存技術協会 公益財団法人 文化財建造物保存技術協会 参事
	木村 和夫 (H25.10～)	

オ 事務局

氏名	役職
吉江 厚	松本市教育長
川上 一憲	松本市教育部長 (H 24・25)
宮川 雅行	松本市教育部長 (H 26)
土屋 彰司	松本城管理事務所 所長
塩野崎 隆夫	松本城管理事務所 城郭整備担当 係長 (H 24) 課長補佐 (H 25)
田多井 用章	松本城管理事務所 城郭整備担当 主査 (H 24・25) 係長 (H 26)
澤柳 秀利	松本城管理事務所 城郭整備担当 主査 (H 26)
桑島 直昭	松本城管理事務所 城郭整備担当 主査
上原 慎一郎	松本城管理事務所 城郭整備担当 主任
堀井 亮彦	松本城管理事務所 城郭整備担当 主事 (H 24)
後藤 芳孝	松本城管理事務所 研究専門員
南山 孝	松本城管理事務所 研究専門員

(5) パブリックコメントの実施結果

次の項目へのご意見をいただき、国宝松本城天守保存活用計画策定委員会で計画への反映について検討した。

ア 意見等の区分

第1章に関する意見	0 件
第2章に関する意見	0 件
第3章に関する意見	0 件
第4章に関する意見	0 件
第5章に関する意見	1 件
その他に関する意見	2 件
合計	3 件

イ 意見等に対する考え方

計画に反映したもの	1 件
既に記述されているもの	0 件
策定後の対応であるもの	0 件
その他	2 件
合計	3 件

2 文化財の名称等

(1) 重要文化財（建造物）の名称

ア 名称及び員数

松本城天守 五棟（天守、乾小天守、渡櫓、辰巳附櫓、月見櫓）

イ 指定年月日

昭和27年3月29日 文化財保護委員会告示第21号

[*旧国宝保存法による国宝指定 昭和11年4月20日 文部省告示第203号]

ウ 所在地

長野県松本市丸の内4番1号（旧松本市大字北深志二ノ丸）

(2) 建造物の構造及び形式

天 守：五重六階、本瓦葺
 乾小天守：三重四階、本瓦葺
 渡 櫓：二重二階、本瓦葺
 辰巳附櫓：二重二階、本瓦葺
 月 見 櫓：一重、地下一階附、本瓦葺

(3) 所有者等の氏名及び住所

ア 所有者

国（文部科学省所管）

イ 管理団体

(ア) 名称

長野県松本市

(イ) 住所

長野県松本市丸の内3番7号

(ウ) 管理団体指定年月日

昭和33年10月22日

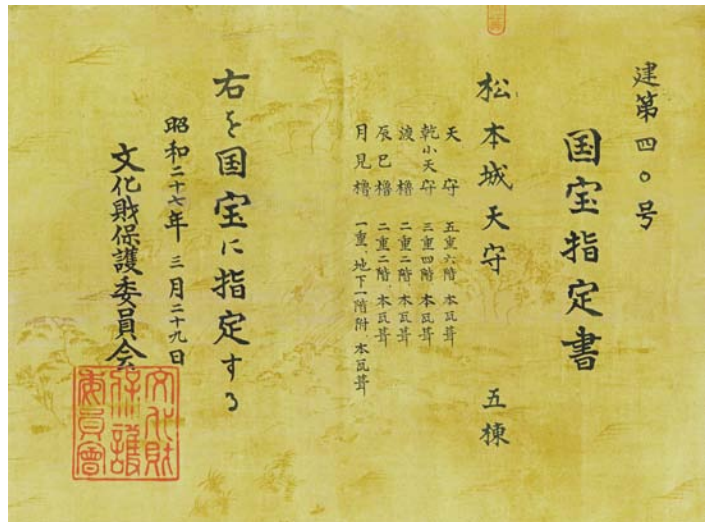


図 1-1 国宝指定書（表面）

3 文化財の概要

(1) 文化財の構成

ア 文化財を構成する物件

国宝松本城天守 5棟

（天守、乾小天守、渡櫓、辰巳附櫓、月見櫓）

イ 一体となって価値を形成するもの

史跡松本城

面積 92,707.88㎡（平成27年3月10日現在）

1 旧国宝保存法に係る国宝は旧字を使用

(2) 文化財の概要

ア 立地環境

松本城は長野県の中央部に位置する松本市街地の北西寄りにあり、周囲に女鳥羽川・田川・奈良井川・薄川などの河川が回る低湿地帯に造られた平城である。

イ 創立沿革

松本城は小笠原氏時代の深志城を武田氏が修築拡張し、石川数正が規模を改めて築城の計画を進め、その子康長の代になり竣工したものである。石川氏時代の造営は天守と乾小天守及び渡櫓の三棟のみであった。辰巳附櫓と月見櫓は寛永年間に松平氏時代の増設と伝えられている。

ウ 施設の性格

松本城本丸の平面形は東西にやや長い矩形を西南隅で切った五辺形に近い形をしており、周囲に内堀が回っている。その外周東、南、西の三方をコの字に二の丸が囲み、さらに外堀は二の丸を回る。本丸、二の丸の周囲を三の丸が囲み、その外側に総堀が回っている。

本丸の南西に位置する天守は本丸に現存する唯一の建築遺構である。天守を中心に北に乾小天守を配し、その間を渡櫓が繋いでいる。東南には月見櫓があり、その間を辰巳附櫓で繋いでいる。天守は五重六階、乾小天守は三重四階、渡櫓・辰巳附櫓は二重二階、月見櫓は一重一階地下一階附である。城域が低湿地帯であることから、石垣内部には16本の土台支持柱が入れられ、建物の荷重が石垣を介さず丸太組みから直接地盤に伝わるよう工夫されている。石垣の平面形は複雑に湾曲し、その上に建つ建物の平面は各階とも微妙に不整形である。天守は渡櫓と月見櫓の地階に出入口を持つ。天守一階の北は渡櫓・乾小天守の二階に、南東は辰巳附櫓・月見櫓の一階に接続している。天守二階の南東は辰巳附櫓の二階と接続している。架構方法は、各二階を一架構単位として通し柱とし積上げられ、天守・乾小天守の三階、天守の五階で平面が縮小されている。天守と渡櫓・乾小天守の分厚い壁には数多くの矢狭間と鉄砲狭間が配される一方で、月見櫓は三方を舞良戸とし朱漆の縁が張出した開放的な櫓である。

天守は雁行形に配された建物群が連結することで複合的な性格を持ち、変化に富んだ内部空間となっている。また、外壁の黒漆塗の下見板張りと白漆喰壁の対比、優美で開放的な月見櫓と朱漆の縁、石垣と本瓦葺の安定感と律動的に配されている破風群により趣のある建造物と言える。²

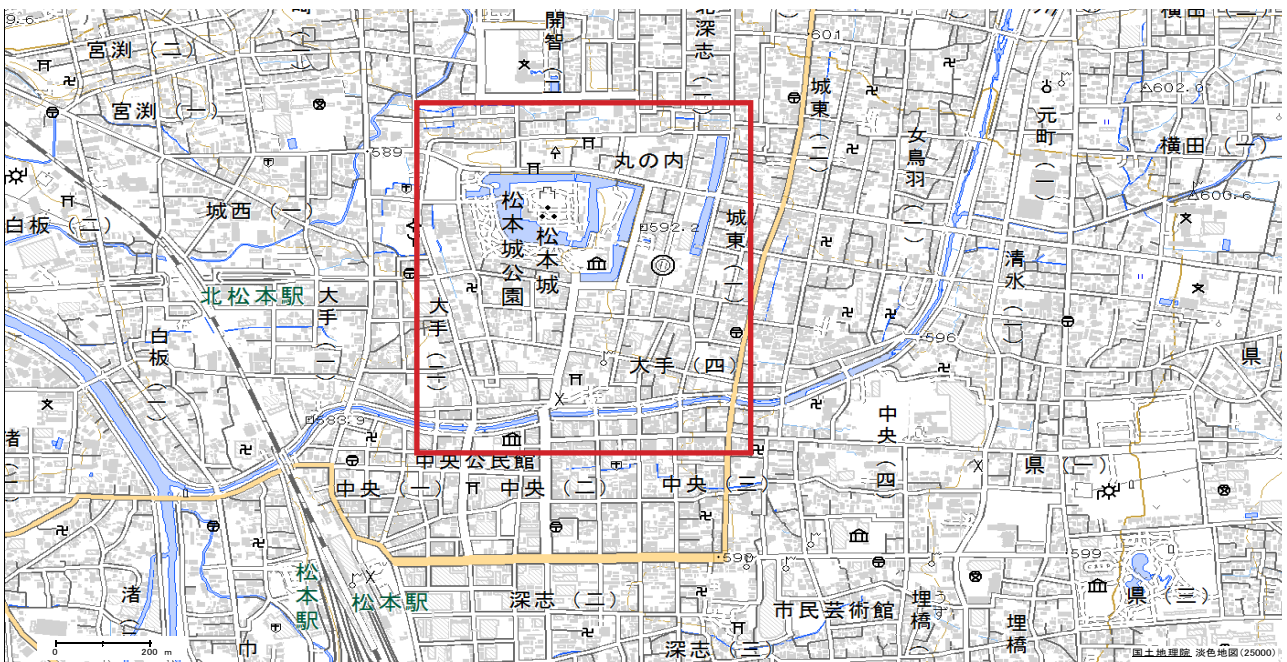


図 1-2 松本城位置図 (国土地理院)

² 参考『松本城』(昭和31年)長野県教育委員会発行、別冊歴史読本7『国宝・重要文化財 日本の城』新人物往来社(平成7年発行)



写真 1-1 松本城位置図（航空写真）



写真 1-2 本丸・二の丸の状況 (S 30)



写真 1-3 本丸・二の丸の状況 (H 4)

エ 主な修理時期とその内容

天守築造後、主な改造が行われたことを記録する資料は確認されていない。修理については、文献記録等から判明しているものを、表1-1に示す。これらのうち、天保13年（1842）については部分的に記録があり、昭和25年（1950）の修理については報告書が出されている。それ以外の詳細は判明していない。

表 1-1 主な修理時期とその内容

時代	時期区分	昭和修理発見の墨書・ヘラ書等（※1）				出身記（※2）				周期	
		和暦	西暦	周期	内容	和暦	西暦	差	内容		
藩政時代	I期	前半	文禄2	1593		創建（※3）					70
							文禄3	1594		創建（※3）	
			(寛永元)	1623	30						
						寛永11	1634		月見櫓増設		
		寛文3	1663	40	鯨真木	寛文3	1663	29	(鯨取替)		
						(寛文年間)			伝(天守修理・松植樹)		
	後半	享保17	1732	69	柱	享保17	1732		天守破損	70	
		享保18	1733	(1)		享保18	1733	70	天守普請		
	II期	前半	延享元	1744	12	瓦					68
			宝暦8	1758	14	瓦・柱	宝暦8	1758	25	天守普請	
							安永8	1779	21	天守普請	
							天明元	1781	2	天守普請	
							天明2	1782	1	天守普請	
			寛政8	1796	38	瓦・柱					
		寛政12	1800	4	瓦		1800				
		後半					享和2	1802	2	天守普請	
			文化9	1812	12	瓦					
						文化14	1817	15	天守修復		
						文政9	1826	9	天守廓普請		
天保12			1841		瓦						
天保13	1842			瓦	天保13	1832	6	天守普請			
天保14	1843	31	瓦・鯨真木	天保14	1843	11	天守普請	43			
近世以降	III期	前半	明治元	1868						60	
			明治36	1903	60		明治36	1903	60		明治解体修理着工
			大正2	1913	10		大正2	1913	10		明治解体修理竣工
	後半					昭和12			天守屋根修理	37	
		昭和25	1950			昭和25	1950		昭和解体修理着工		
		昭和30	1955	42		昭和30	1955	42	昭和解体修理竣工		
IV期	前半				昭和41	1966	11	小修理	(5)		

※1 出典：『城郭 別冊 松本城』（昭和35年）日本城郭協会発行に加筆（昭和41年以降）

※2 昭和の修理時発見されたヘラ書き等に『諸土出身記並びに出身記・出身書等』（松本城管理事務所蔵）を調査結果を記載

※3 国宝松本城築造年代懇談会による天守築造年代の検討結果による



写真 1-4 天守東面（昭和の大修理前）



写真 1-5 天守北面（昭和の大修理前）



写真 1-6 天守北西面 (昭和大修理前)



写真 1-7 昭和大修理時の様子

建物名及び平面図①

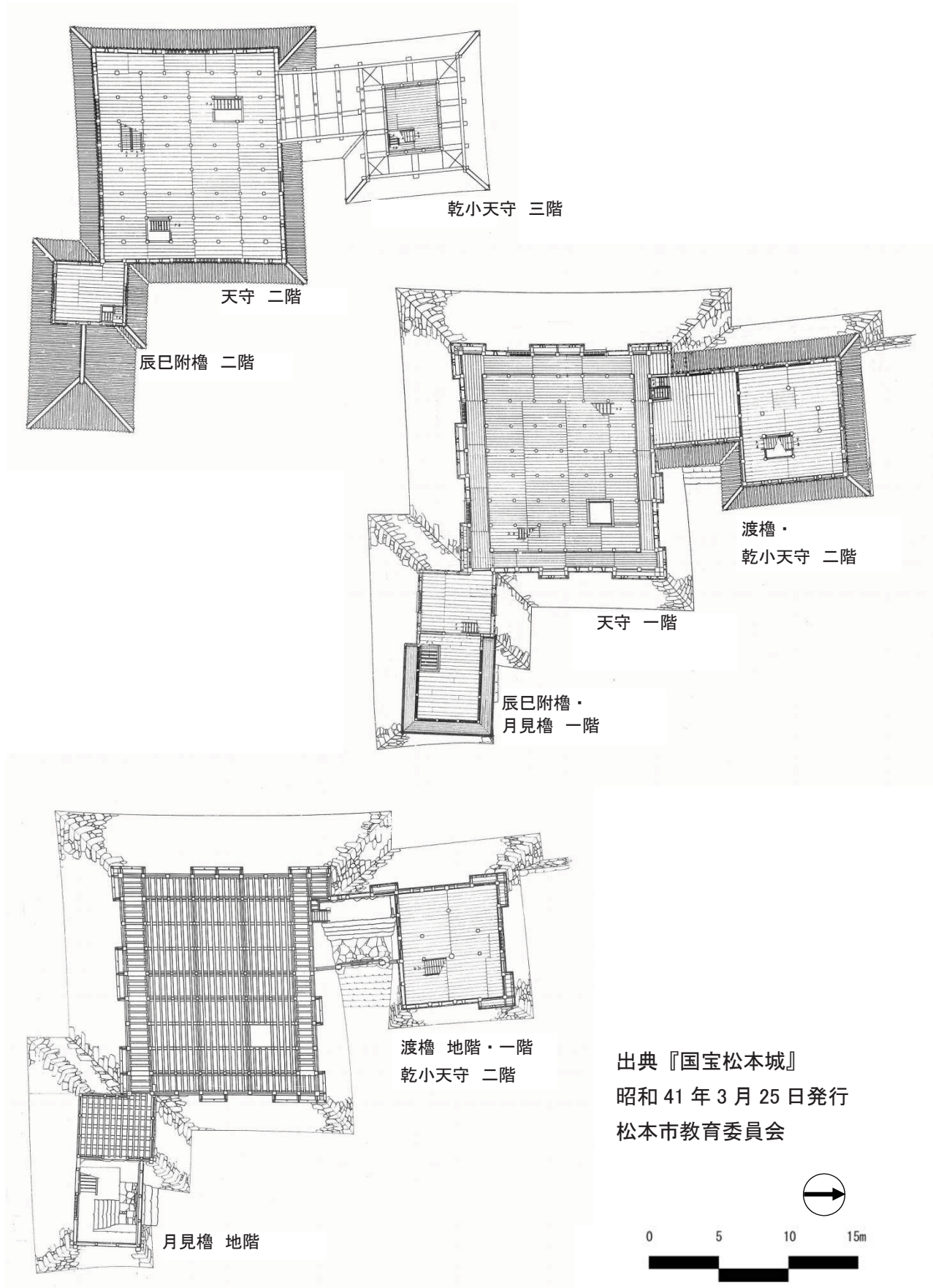


図1-3 建物名及び平面図 地階～3階

建物名及び平面図②

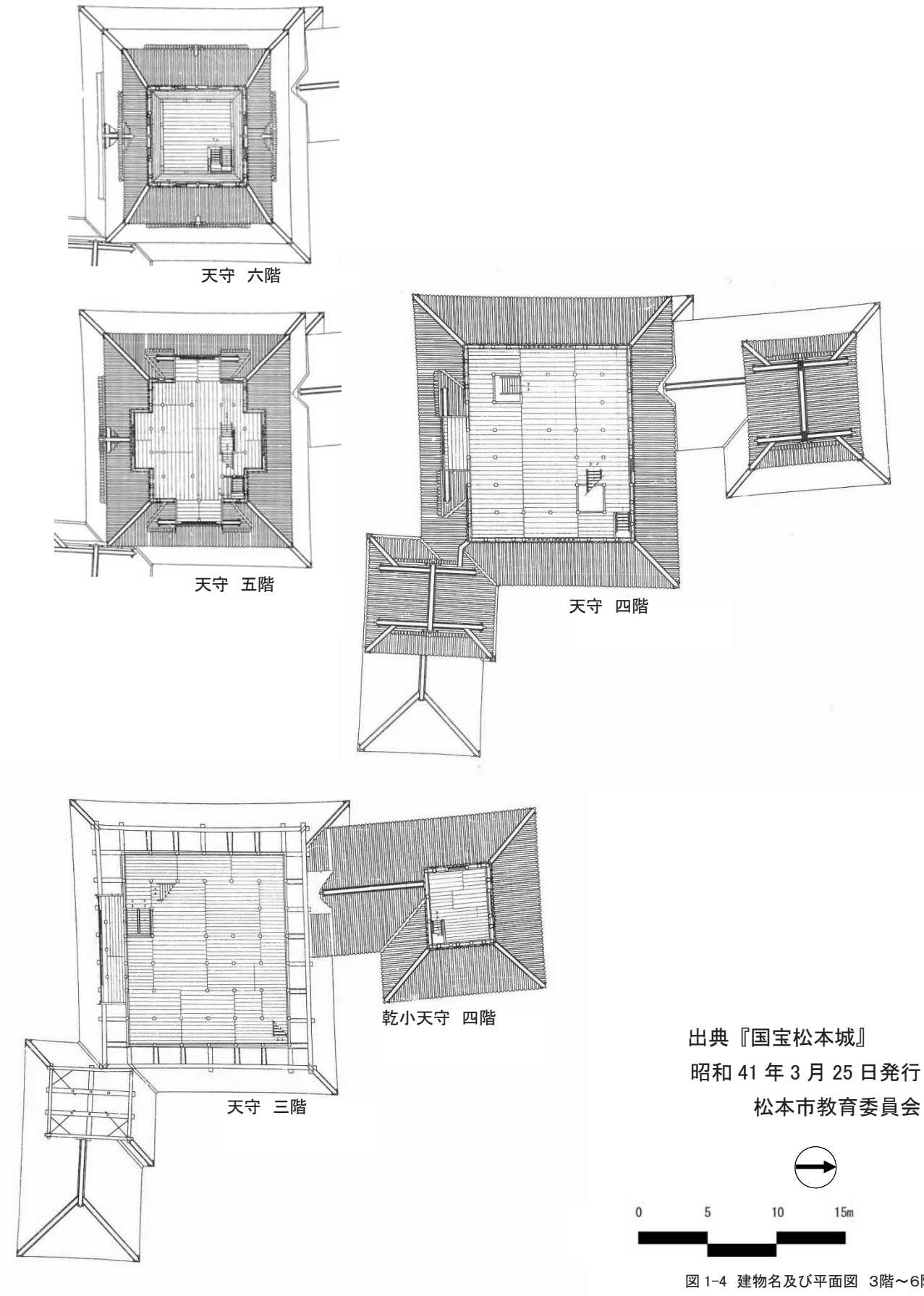
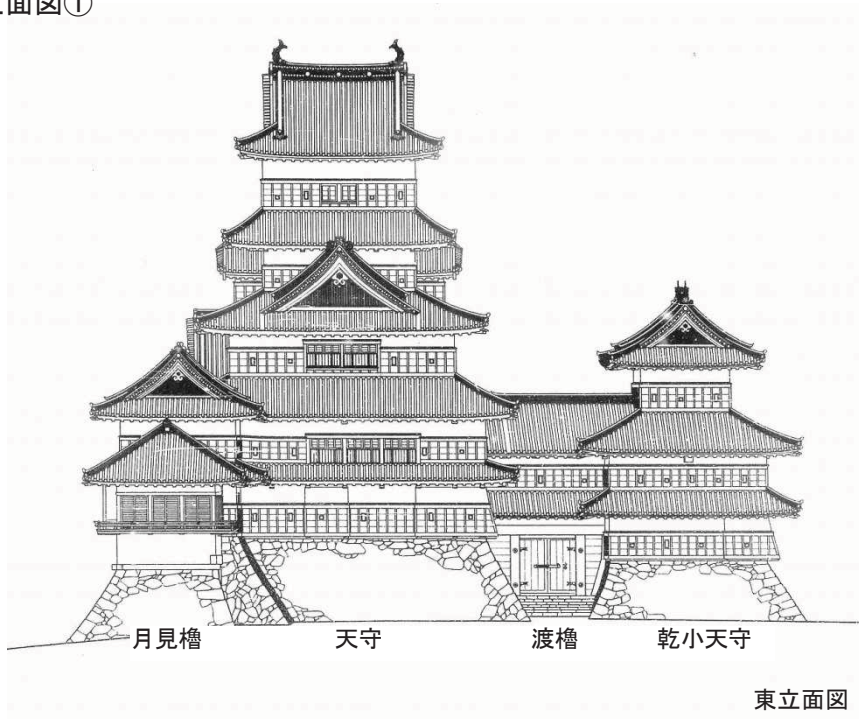


図1-4 建物名及び平面図 3階～6階

竣工天守立面図①



出典『国宝松本城』

昭和41年3月25日発行

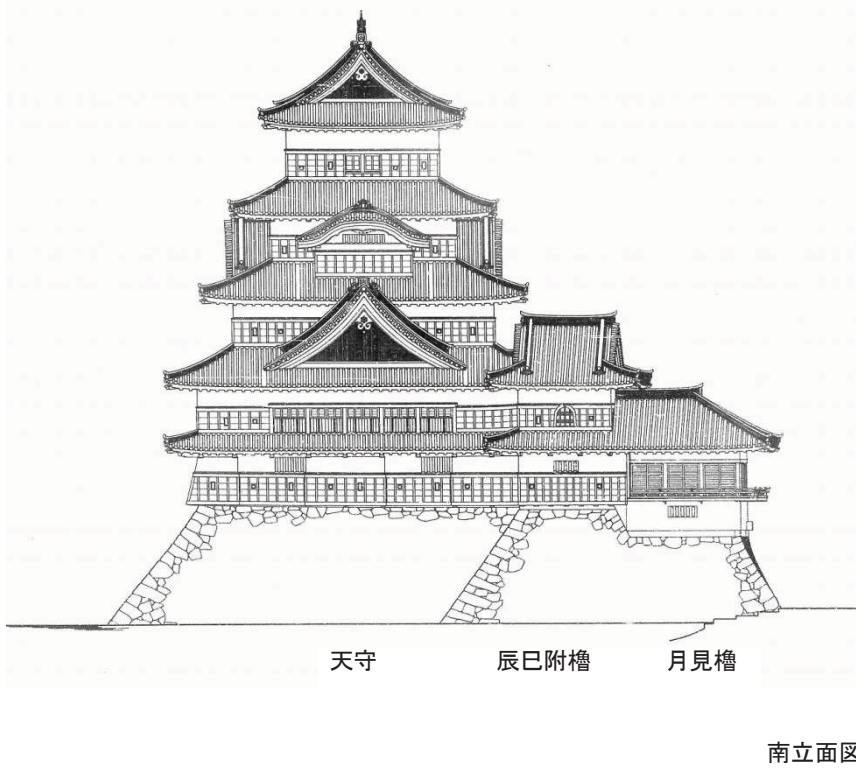
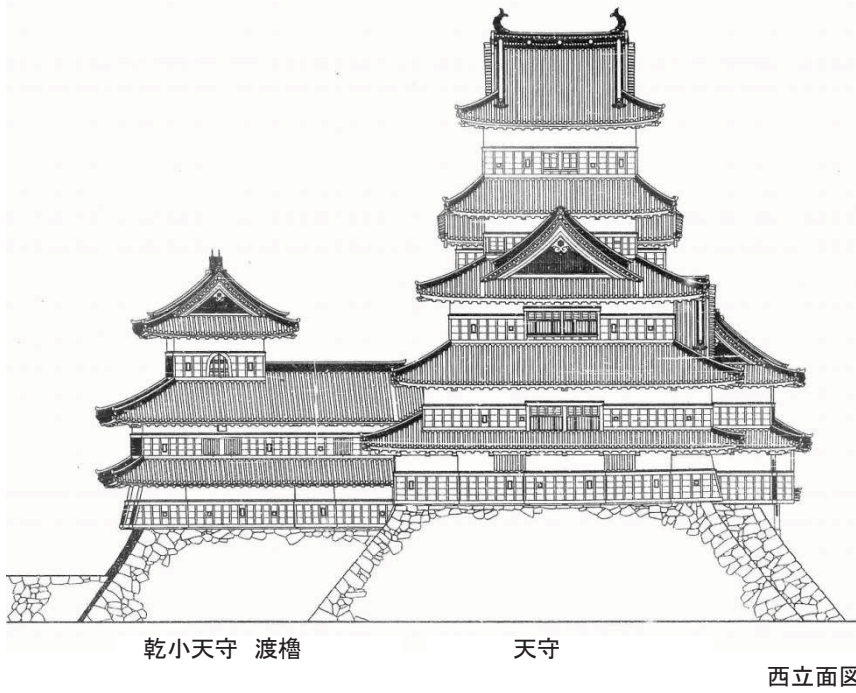
松本市教育委員会

図1-5 立面図 東面、北面

0 5 10 15m



竣工天守立面図②



出典 『国宝松本城』
昭和41年3月25日発行
松本市教育委員会



図1-6 立面図 西面、南面



写真 1-8 松本城天守（東より撮影）



写真 1-9 松本城天守（北より撮影）



写真 1-10 松本城天守（西より撮影）



写真 1-11 松本城天守（南より撮影）



写真 1-12 松本城下町模型（『松本城の歴史』（平成17年）松本市立博物館発行）

当時の松本尋常高等小学校の教師が、旧松本藩の古老に聞き取り調査をして製作したもの。幕末期の本丸・二の丸・三の丸と周辺の侍屋敷などを明治44年に復元している。



昭和の修理時に、文化財保護委員会からの意向で、現状変更を取り入れた図面に基づき作成された模型。（大きさは約1/30、使用材は桧材）

写真 1-13 「松本城天守の木造模型」（『松本城の歴史』（平成17年）松本市立博物館発行）

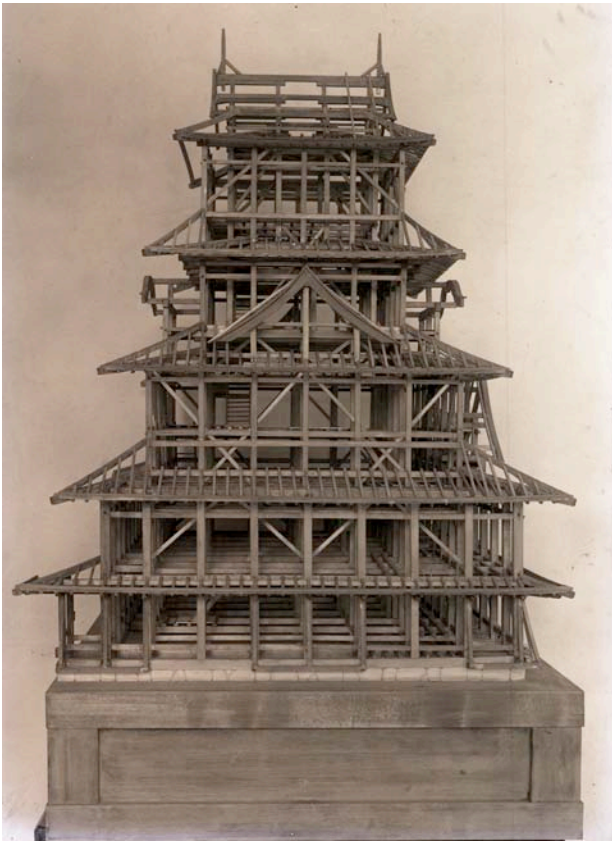


写真 1-14 松本城天守木組模型（東西面）



写真 1-15 松本城天守木組模型（南北面）

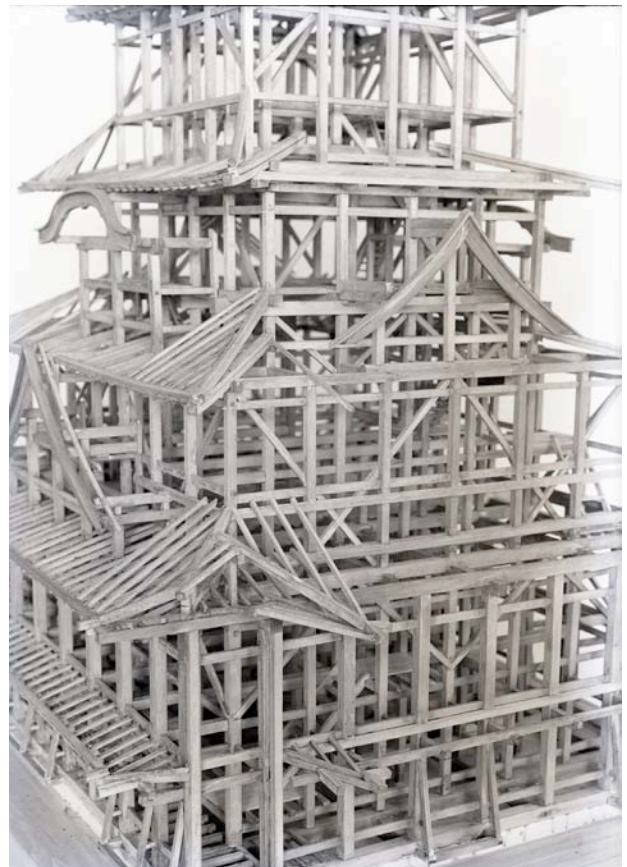


写真 1-16 松本城天守木組模型（隅部）

(3) 文化財の価値

ア 旧国宝保存法による国宝指定時（昭和11年）の指定説明からみる松本城の価値は以下のとおり。

松本城

長野縣松本市大字北深志字二ノ丸
國（文部省所管）

天 守	五層天守、内部六階、屋根本瓦葺
乾小天守	三層櫓、内部四階、屋根本瓦葺
渡り櫓	二層渡櫓、屋根本瓦葺
辰巳附櫓	二層櫓、屋根本瓦葺
月見櫓	單層、屋根四注造、本瓦葺

松本城ハ、永正元年小笠原氏ノ支族島立右近貞永ノ創始トイフ、後武田氏ノ繩張、小笠原貞慶ノ擴張等ヲ經テ、文祿三年石川玄蕃光長大ニ土木ノエヲ起シ、門、櫓ヲ作り、濠、石垣ヲ築キ、殿舎ヲ經營シ、天守閣ヲ造立シテ、近國ニ並ビナキ名城ト言ハルルニ至ツタ、寛永年間、松平出羽守直政更ニ之ヲ増營シ、辰巳附櫓、月見櫓等ハ此ノ時ニ成ルトイフ、享保十二年本丸御殿焼失、天保十三年天守閣修理、其他數次ノ補修アリ、明治維新ニ城ハ廢サレ、明治四年兵部省ノ有ニ歸シ、五年、櫓、門、塀等ヲ公賣ニ附シテ夫々取毀チ、僅カニ天守ノ一郭ノミ保存サレテ今日ニ及ブ、明治四十年一たび地方有志ノ保存修理ヲ受ケタ、當天守ハ、大小天守ヲ渡櫓ヲ以テ繼グモノデ、所謂聯立式天守ノ稀有ナル例デアリ、名古屋城天守ノ先驅ヲナスモノデアル、加之更ニ辰巳附櫓、月見櫓ヲ加ヘ、ソノ構成ヲ複雑化シ、殊ニ月見櫓ヲ殿舎風造リトセルハ、姫路城西ノ丸ノ化粧櫓ト共ニ、城郭建築中ノ異彩ト見ラル

<参考> 天守各棟の建築年代又は時代についての記載は以下のとおり。

- 『指定文化財総合目録 建造物篇』（昭和33年10月）文化財保護委員会著作者
天守・乾小天守・渡櫓 桃 文祿三ー慶長初年
辰巳附櫓・月見櫓 江 寛永
- 『国宝・重要文化財建造物目録』（平成24年3月）文化庁文化財部参事官（建造物担当）編集・発行
天守・渡櫓 元和初年頃
乾小天守 文祿元（信府統記他）
辰巳附櫓・月見櫓 寛永（信府統記）

イ 国宝松本城築造年代懇談会による天守築造年代の検討

松本市教育委員会では、松本城天守の築造年代を推定することを目的に、金井圓元東京大学史料編纂所教授を世話人とし、有識者を委員とした「国宝松本城築造年代懇談会」を平成元年に設置し検討を行っている。

懇談会では、従来松本城の築造年代として推定されてきた天正18年（1590）の石川数正の松本入封から慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いまでの間について、関係文献資料の収集、天守を中心とした建造物・遺構に関する従来の所見の整理、同時代の他地域の天守築造の史実との比較を行い、天守築造年代の検討を行った。

懇談会での主な検討事項は以下のとおりである。

- 石川数正は、天正18年（1590）に松本に入封し、文祿元年（1592）に死去している。数正の治世には、天守が築造されたことを明確に示す文献史料がない一方、数正書状、塩尻上條氏旧記、『信府統記』から箇所寺御殿が建造された可能性が高い。
- 石川康長の治世に築城関係の伝承が集中し（上條氏旧記・河辺氏故実伝連記・『信府統記』・中川

1 出典『資料旧国宝建造物指定説明』（昭和57年12月）財団法人 文化財建造物保存技術協会編集発行

書留等)、文禄3年(1594)の源智井戸制札(河辺文書)に築城に関わる多くの職人等が住んでいたことがうかがえることから、天守築造のピークを文禄3年と推定できる可能性はかなり高い。また、文禄2年(1593)に石川康長について天守を建造、縄張りの手柄を褒められた、との正保元年永井信尚家系覚控の記述から、縄張り等天守築造に関する工事が文禄2年もしくはそれ以前に開始されていたと考えられる。

- (3) 小倉城、慶長時伏見城、駿府城、姫路城等、1~2年で天守が築造された例があることから、松本城が短期間で築造されたとしても不自然ではない。
- (4) 天守と乾小天守の柱間と用材に相違(天守は京間・角柱、乾小天守は江戸間・丸柱)があることから、数正の代に乾小天守が、康長の代に天守が築造されたとする見解がある。これについては、信濃の場合、江戸間が古い可能性が高いが、史料が少なく一概には決めがたいこと、両天守の石垣が一体のものであること等から、そのようには考えられない。
- (5) 乾小天守に多く用いられている転用材については、武田氏時代の深志城普請の記録を踏まえ、旧深志城あるいは数正が築造した櫓等からのものである可能性が高い。

懇談会での検討は答申としてまとめられ、松本城天守築造年代を確定するだけの根拠を見出すことができなかったものの、天守築造は「文禄2年に着工された可能性が高く、文禄3年には作事中であったと考えられ、文禄4年(1595)には竣工していた可能性があり、続いて城下町の経営に力がむけられたと考えられる」とし、以下を「かなりの可能性を持つ推定事項」としている。

天正18年(1590) 築城計画者石川数正松本入城

天正19年(1591) 二の丸箇山寺御殿建造か

文禄元年(1592) 天守築造者石川三長(康長)襲封

文禄2年(1593) 石川三長入国。春より天守用木調達か。永井工匠天守縄張りに着手か

文禄3年(1594) 三長天守竣工か。源智井戸制札立つ。

文禄4年(1595) 2月宮村町武家屋敷、3月東町町人屋敷家作

松本城天守のうち、天守、乾小天守、渡櫓の築造年代については、現在も諸説あるところであるが、松本市としては、上記懇談会での検討結果を踏まえ、文禄2~3年(1593~1594)と推定している。

4 文化財保護の経緯

(1) 保存事業履歴

表 1-2 保存事業履歴一覧(戦後以降)

事業年度		工事名
1	昭和 25	松本城解体修理工事① 〈国庫補助事業〉
2	昭和 26	松本城解体修理工事② 〈国庫補助事業〉
3	昭和 27	松本城解体修理工事③ 〈国庫補助事業〉
4	昭和 28	松本城解体修理工事④ 〈国庫補助事業〉
5	昭和 29	松本城解体修理工事⑤ 〈国庫補助事業〉
6	昭和 30	松本城解体修理工事⑥ 〈国庫補助事業〉
7	昭和 36	松本城鯨滅失届・復旧
8	昭和 38	御行幸啓に伴う整備工事
9	昭和 41	松本城天守外4棟保存修理工事(*1) 〈国庫補助事業〉
10	昭和 42	松本城天守外4棟漆塗替外壁等補強工事
11	昭和 42	松本城天守外4棟屋根補修工事
12	昭和 44	松本城天守避難用救助袋設置及び天守破損箇所補修工事
13	昭和 44	松本城天守避難用救助袋設置工事(追記)

事業年度			工事名
14	昭和	46	松本城天主（守）防災設備改修工事（国庫補助事業）
15	昭和	47	松本城石垣合羽補修工事
16	昭和	48	松本城避雷針改修工事
17	昭和	49	松本城天守懸魚補修工事
18	昭和	54	天守懸魚漆喰補修工事
19	昭和	59	松本城城内放送設備改修工事
20	昭和	59	松本城天守床面補修工事及び階段滑止補修工事
21	昭和	59	松本城ボルト楔締め工事
22	昭和	60	松本城天守3階南西側屋根銅板補修工事
23	昭和	60	松本城天守床面及び階段補修工事
24	昭和	61	松本城ボルト楔締め工事
25	昭和	61	松本城天守外床節穴補修及び渡櫓天守間階段補修工事
26	昭和	61	松本城建具外面漆喰補修工事
27	昭和	61	松本城内框防護板張工事
28	昭和	61	松本城天守照明改修工事
29	昭和	61	松本城月見櫓ぬれ縁腐食調査修理工事
30	昭和	62	松本城内階段手摺取付工事
31	昭和	62	松本城天守突上戸金具取付工事
32	昭和	62	松本城天守電気幹線管取替工事
33	昭和	63	松本城展示用銃架台ウヅメ木加工工事
34	昭和	63	松本城内天守展示ケース設置工事
35	昭和	63	松本城照明器具設置工事
36	昭和	63	松本城天守構造耐力調査業務委託
37	昭和	63	松本城天守5重南面妻破風懸魚漆喰補修工事
38	昭和	63	松本城天守入線その他工事
39	昭和	63	松本城警報設備工事
40	昭和	63	松本城御座所御簾取付工事
41	平成	元	松本城天守5重北面妻破風懸魚漆喰補修工事
42	平成	元	松本城天守内照明増設工事
43	平成	2	松本城火災受信機取替工事
44	平成	2	松本城天守詰所設置工事
45	平成	3	松本城天守詰所移動電気設備工事
46	平成	4	松本城天守内投光器増設工事
47	平成	4	松本城天守出入口床及び階段改修工事
48	平成	5	松本城天守階段補修工事
49	平成	5	松本城屋根排水改修他補修工事
50	平成	6	松本城月見櫓屋根捨瓦補修工事
51	平成	6	松本城柵取替工事
52	平成	8	松本城自動火災報知設備修理
53	平成	8	松本城非常用発電機修理
54	平成	8	松本城非常用放送設備修理
55	平成	8	松本城電話設備修理
56	平成	8	松本城防災装置修理
57	平成	12	松本城天守内説明板（日本語及び英文）の寄付受け入れ
58	平成	13	松本城非常用放送設備改修工事
59	平成	14	松本城天守・乾小天守侵入センサー取替工事
60	平成	14	松本城天守屋根瓦補修工事
61	平成	15	松本城消火栓弁漏水に伴うバルブ取替工事
62	平成	15	松本城天守入口敷石工事
63	平成	15	松本城天守非常脱出装置補強工事
64	平成	15	松本城消火栓塗装工事
65	平成	16	松本城天守内展示ケース照明不点灯修理ほか工事
66	平成	18	松本城天守避雷針接地改修工事
67	平成	18	松本城天守電灯コンセント改修工事
68	平成	18	松本城天守案内サイン看板設置工事
69	平成	18	松本城天守電灯幹線改修工事
70	平成	19	松本城内壁漆喰補修工事
71	平成	19	松本城天守滑り止めカーペット張替工事
72	平成	20	松本城月見櫓地階出入口扉の八双金具修理
73	平成	20	松本城天守防犯センサー取替工事
74	平成	20	松本城巡回プラグ修繕工事
75	平成	20	松本城月見櫓出口畳替工事
76	平成	20	松本城城内機械室鉄扉修繕工事
77	平成	21	松本城総合防災ネットワーク設備整備工事（国庫補助事業）
78	平成	23	松本城天守漆喰壁補修工事

*1 昭和41年以降毎年下見板の清掃及び漆塗を実施している。

*2 国庫補助事業以外はすべて市単独事業

(2) 活用履歴

廃藩置県となって、松本でも明治4年（1871）末ころから門や櫓などが壊され始めた。明治5年（1872）には、松本城天守が競売に付され235両余りで落札された。北深志横田町の松本町横田の副戸長であった市川量造は、天守が壊されてしまうことを憂い、天守で博覧会を開催し、その観覧料を資金にあて買い戻しに成功した。この市川の努力により、天守は売却・破壊の危機を乗り切った。

明治18年（1885）長野県立松本中学校の校舎が二の丸に建てられた。初代校長として迎えられたのが小林有也である。天守のいたみがあったことにふれ小林は天守閣保存運動に乗り出し、明治34年「松本天守閣保存会」を発足させ人々の賛同と寄付を得ながら、明治36年から天守の修理工事（明治の大修理）を始め大正2年に完了させた。

松本城は、昭和5年11月19日「史蹟名勝天然紀念物保存法」により史蹟指定され、松本城天守5棟は、その構成資産とされた。翌昭和6年1月28日に同法第5条第1項の規定に基づき、史蹟松本城の管理団体に松本市が指定され、同年4月、「松本城天守閣観覧規定」を制定し、観覧料を徴収し保存と活用を図ってきた。

その後、昭和11年4月20日天守5棟は「国宝保存法」により国宝に指定され、それに伴い松本市土木課に専任職員を置き、天守の管理にあたった。昭和13年に二の丸地籍に松本記念館が移転し、その年から、松本記念館と松本城天守の共通観覧券を発行した（天守10銭、共通券15銭）。昭和23年4月23日「松本市立博物館条例」制定に伴い、松本記念館が松本市立博物館になってからは、松本城の管理を松本市立博物館が行った。

戦後、昭和21年秋頃、日本駐留連合軍司令部民間情報局美術顧問チャールス・エフ・ギャラガーの視察による勧告により、昭和24年11月23日に文部省が松本城の修理を実施することを決定し、昭和25年6月8日の起工式から昭和30年10月1日の工事竣工式の間、松本城保存工事事務所が管理を担当した。また、工事期間中の、昭和25年5月30日に文化財保護法が公布され、同年8月29日付け施行に伴い、「国宝保存法」による松本城天守（5棟）の国宝指定は文化財保護法による重要文化財の指定とみなされ、さらに昭和27年3月29日付けで国宝指定を受けた。

昭和の大修理後、昭和30年10月15日に松本市立博物館に城郭係を設置し、「松本城資料展覧会」をはじめ、様々な展覧会等を実施した。昭和33年10月22日に文化財保護法第95条第1項の規定に基づき松本市が国宝松本城天守の管理団体の指定を受けた。これに伴い昭和33年12月24日に「松本城管理事務所設置条例」を制定し、天守の管理の所管は松本市立博物館から松本城管理事務所へ移った。その後昭和40年3月12日に「松本城管理事務所設置条例」を「松本城管理条例」に改定し、現在に至っている。

昭和の大修理後の翌年から毎年11月3日に「まつもと市民祭」を開催し、現在まで58回を数える。その他、昭和63年天守2階に「松本城鉄砲蔵」を開設して赤羽コレクションの鉄砲を展示し、平成5年には、天守築造400年を記念した「国宝松本城400年まつり」を開催して、その年の観覧者数が、120万人を超えた。平成17年には、市制施行100周年記念事業の「ウィーン展」を開催した。



写真 1-17 市川量造



写真 1-18 小林有也（深志同窓会所蔵）

1 国宝松本城天守2階「松本城鉄砲蔵」に展示されている銃砲や装備品は、文化庁の鉄砲刀剣審査委員、鉄砲史学会会員であり、ライフル射撃及び前装銃射撃連盟（火縄銃射撃）の射手でもあった故赤羽通重氏（松本市出身）が、故か代子夫人とともに30余年を費やして全国を渉猟して収集したコレクションである。

赤羽氏は、火縄銃などの火器を主力兵器とする攻防を想定して築いた松本城に、これらの銃器類が収蔵・展示されることに深い意義があると考え、平成3年4月と平成12年10月に貴重なコレクションを松本市に寄贈した。
コレクションの中心は、天文12年（1543）種子島に鉄砲が伝来してから江戸時代末期までに日本で製作された火縄銃である。歴史的な文化財としての価値の高い銃砲（141丁）や兵装品、古文書など230点余がある。

5 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

ア 保存管理

国宝松本城天守は、昭和30年10月に国直轄（文部省・文化財保護委員会）解体修理工事後も必要の都度維持修理を重ね、概ね健全な状態を維持しているが、現時点において、月見櫓高欄漆塗など、対策を必要とする箇所も認められる。

また、年間数十万人に及ぶ観覧者対策として、災害等の際の避難誘導方法の検討や、建造物の耐震対策等、現時点においては不備がある点も課題として挙げられる。

イ 環境保全

松本城本丸、二の丸及びその周辺は、都市公園法及び松本市都市公園条例により「松本城公園（以前は「松本城中央公園」）」と位置付けされている。松本城の整備は、昭和52年に16項目からなる「松本城中央公園整備計画」を基に進めてきたが、さらにその推進を図るため専門家による調査研究と指導・助言を仰ぎ、昭和61年「史跡松本城整備研究会」を設置した。復元整備の最終完成時期を幕末維新期の松本城の姿とし、その観点から18項目に厳選した「松本城およびその周辺整備計画」を平成11年9月に策定し、その計画に沿って整備を進めて現在に至っている。

また、平成20年4月に策定した「松本市景観計画」の歴史的景観区域となり、平成23年6月に国から認定を受けた「松本市歴史的風致維持向上計画」の重点区域にもなっている。現在松本市は、「松本城を中心としたまちづくり」を重要施策とし、南・西外堀復元及び内環状北線整備事業や二の丸地籍にある松本市立博物館の移転などに取組んでいる。今後、城郭内（特に三の丸）のあり方について、検討していく必要がある。

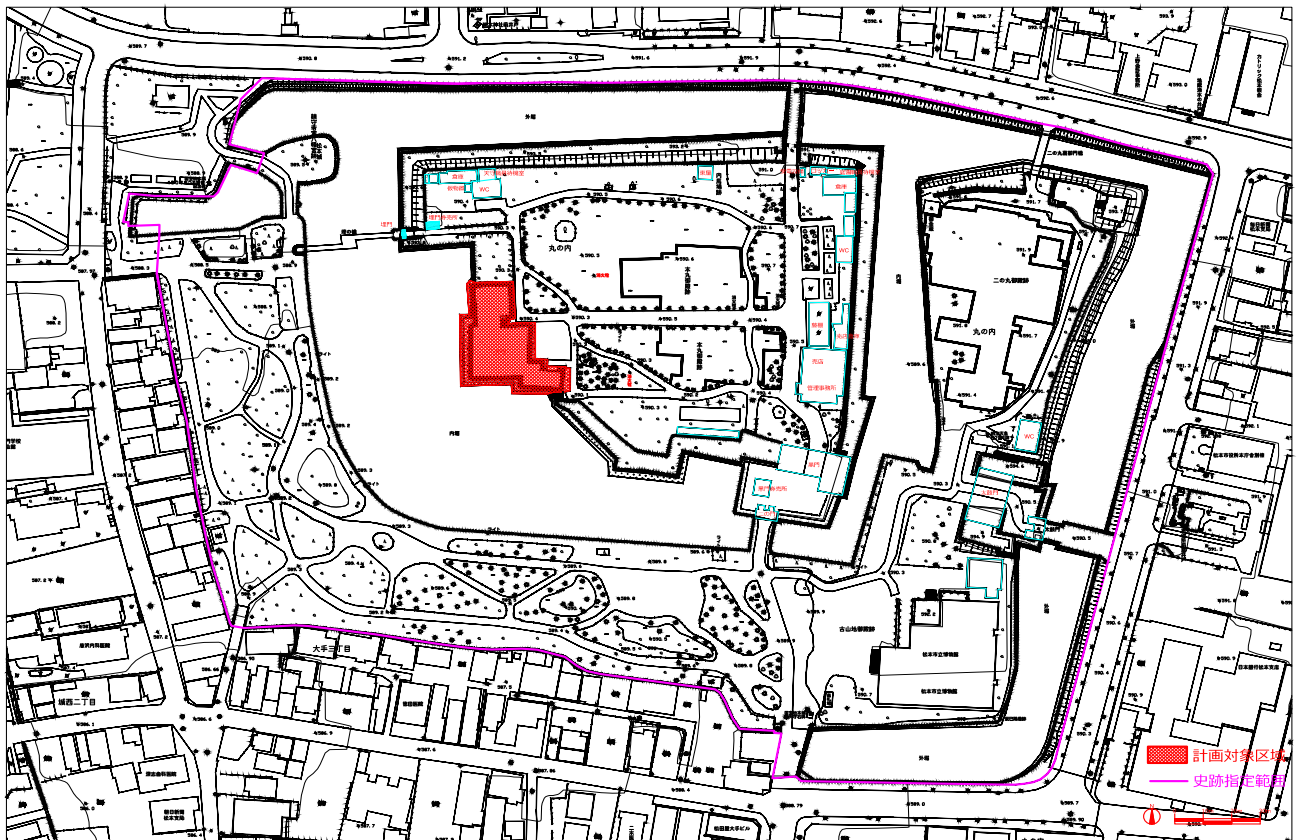


図 1-7 国宝松本城天守保存活用計画対象区域図

ウ 防災

天守内の消防設備は、昭和46年に設置をしてから約40年が経過しており、スプリンクラーなどの設備もないため、今後更新も含め検討していく必要がある。電気設備についても同様に更新を検討していく必要がある。

(2) 活用の現状と課題

ア 活用の現状

昭和30年10月の解体修理竣工後から、現在まで外部及び内部公開を行っている。松本城天守及び本丸庭園を有料区域として公開しており、年間約70万人（有料入場者数）の観覧者が訪れている。本丸庭園では、松本城天守の外観利用をした市主催行事を実施している。

天守内には、松本城の歴史や建造物・城郭としての特徴等についての説明パネルの設置や展示の他、火縄銃コレクションの展示を行っている。松本城の公開期間に合わせて、二の丸にある松本市立博物館では、松本城及び松本藩に関する展示等を実施している。

観覧者に対し、観覧券のほかに文化財の普及を目的とした無償パンフレットを製作し、配布している。

イ 活用の課題

松本城天守には、子供から高齢者まで幅広い年代の観覧者が訪れているが、観光シーズンには天守入場に際し待ち時間が発生する。また、天守内部の階段数は140段を超え、勾配も急であることから、階段昇降時の安全の確保や、高齢者等階段昇降が困難で、天守内を見学できない観覧者への配慮が必要である。このため安全かつ快適に天守を見学することが可能となる環境の提供が課題となっている。

松本城内の展示ケースや展示品及び解説板等については、設置から多くの時間が経過したもの、最新の研究成果などが反映されていないものもあり、観覧者に天守の文化財としての価値の理解を深めていただくには不十分である。今後、展示及び案内サインなどについて、総合的に検討する必要がある。

6 計画の概要

(1) 計画区域

本計画の計画区域は、**国宝松本城天守（天守台石垣を含む）**の範囲とする。ただし、環境保全計画、防災計画については、その範囲を別途定める。

(2) 計画の目的

本計画は国宝松本城（天守、乾小天守、渡櫓、辰巳附櫓、月見櫓）の5棟について文化庁の定める「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」に基づき、文化財建造物としての健全性の確保、適切な保存を行うため、必要な維持管理や修理に関する事項を定めることを目的とする。

(3) 基本方針

松本城は、国宝及び史跡に指定されていることから、松本城天守と史跡松本城の一体的な保存及び活用を図る必要がある。本計画は、松本城天守の保存及び活用に直接関わる事項を対象とし、その他の事項については、現在策定を進めている史跡保存管理計画により定める。

松本城天守の保存に関しては、日常の管理・点検を行い、常に現状の把握に努めるものとする。活用に際し

では、平成8年12月に文化庁から示された「重要文化財（建造物）の活用に対する基本的な考え方（報告）」に基づき、国宝としての文化財的な価値、文化財の保存継承の意義を広く発信し、安全かつ快適な見学環境の確保に努め、文化財としての公開整備の促進を図るものとする。

(4) 計画の概要

本計画の概要は以下のとおりである。

ア 計画の概要（第1章）

松本城天守の概要、保存・活用の経緯、計画の概要等について記載している。

イ 保存管理計画（第2章）

保存管理の現状を踏まえ、保護の方針、管理計画及び修理計画を定める。平成24年度に実施した現状調査結果を記載し、松本城天守の内部・外部は、文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される「保存部分」とし、建造物を構成する柱、壁等の部位について、保護の方針を定めている。また、当面必要となる維持修理について記載している。

ウ 環境保全計画（第3章）

松本城天守を良好な状態で維持するために必要となる周辺環境の保全を図るため、環境保全区域を設定し、区域の保全方針や、区域内の建造物の保護の方針について定めている。

エ 防災計画（第4章）

松本城天守、観覧者等を、火災や地震などの災害から守るため、防災上の課題を把握し、必要な対策を定めている。

オ 活用計画（第5章）

松本城天守の価値を損なうことなく、適切な公開及びその他の活用を進めるため、その基本方針と公開計画、活用基本計画を定め、実施に向けての課題を記載している。

カ 保護に係る諸手続（第6章）

保存管理、環境保全、防災及び活用に係る計画に盛り込まれた具体的な行為について、文化財保護法及び関係法令に基づき必要な届出、許可等の手続を明確にしている。

キ 添付資料（第7章）

本計画を補足する各種資料、図版を掲載している。